

# 『医療費のお知らせ』の送付について

令和7年1月27日から順次、「医療費のお知らせ」をお送りしておりますので、  
受診状況等のご確認をお願いいたします。

- 【対象期間】 令和5年11月診療分～令和6年10月診療分(※1)  
【対象者】 12月24日時点で在籍しており  
1月以降も資格のある被保険者及び被扶養者(※2)  
【送付先】 ① 被保険者及び被扶養者：お勤め先の事業所  
② 任意継続被保険者：ご自宅

(※1) 診療費の請求が健康保険組合に届くのが、診療月から早くて2か月後になります。  
このため、発行時期の関係上、10月診療分までの記載となります。

(※2) 資格喪失されている方には一括発行はしておりません。  
発行を希望される方は、個別で発行いたしますので、発行願の提出をお願いいたします。



発行願はこちらより  
ダウンロードしてください

問い合わせ先

でんきテクノロジー健康保険組合 給付課 03-3861-1853

# 「受診状況等の確認」に マイナポータルをご活用ください

令和6年12月2日をもって、健康保険被保険者証の新規発行が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

このため、マイナポータルにより、いち早く医療費通知情報を確認することができます。

また、確定申告(医療費控除)もマイナポータルから行くと、1年分(1月～12月分)※をまとめて確認することができますので、便利な電子申請をぜひご利用ください。

何がどう違うの??



[マイナポータルと医療費のお知らせ(紙)との比較]

	マイナポータル (政府が運営するオンラインサービス)	医療費のお知らせ(紙)	
		申請不要	申請必要
手続	スマートフォン等からマイナポータルへログインするだけ	手続不要で対象者へ自動発行(事業所経由で交付)	医療費のお知らせ発行願を健康保険組合へ郵送
発行時期	24時間365日いつでもダウンロード可能	毎年1月下旬	随時発行 (個別作成のためお時間をいただきます)
対象期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>データをいち早く取得・確認できる</li> <li>診療月から2か月後の11日頃に確認可 ※(12月診療分は、2月11日頃確認可能)</li> <li>自身で自由に選択できる</li> </ul>	一律 11月～10月診療分 例)R7年1月発行分… R5年11月～R6年10月診療分 (11月・12月診療分は、領収書で対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療月から早くて3か月後の発行 (12月診療分は、3月に入ってから発行)</li> <li>自身で自由に選択できる</li> </ul>

【取得方法】

マイナポータルTOP 「その他のわたしの情報」にて  
健康・医療 ⇒ 医療費通知情報 ⇒ 「表示対象日」を入力  
⇒ 「表示する」を選択 ⇒ 情報を取得・閲覧・ダウンロード



マイナポータルはこちら

[確定申告について]

マイナポータルを活用した場合のメリット(電子申請)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の領収書等の収集や集計が不要</li> <li>作成した確定申告書をe-Taxで送信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書の該当項目へ自動入力</li> <li>書類の管理・保管が不要</li> </ul>



国税庁e-Taxキャラクター  
イータ君



リーフレット  
「確定申告はマイナポータル連携で自動入力」  
はこちら



医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください